

意見書案第 20 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成20年6月4日提出

提出者	長沼町議会議員	栗 木 睦 男
賛成者	〃	山 本 克 己

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全、災害・事故に対する安全対策など地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

政府は「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により地方財政と公共サービスを圧縮する政策を続けています。しかし、自治体財政硬直化の要因は景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国の義務づけ・関与が強い現行の行財政制度のもとで国の財政責任が極めて重いものです。一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、また、自治体財政健全化法のもとで財政指標のみを基準として判断し、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画することで、地方税の充実強化、地方交付税算定に地域の行政需要を適正に反映させ、自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保することが重要です。

地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向にそった自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化をめざし、次の事項について要望します。

記

- 1 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準を確保するため、地方税の充実強化、地方交付税が持つ財政調整機能、財源保障機能を堅持し、必要財源の充実・強化を図ること。
- 2 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状において、地域の行政需要を的確に地方交付税算定に反映し、地方交付税総額の確保を図ること。

3 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月4日

長沼町議会議長 駒谷 広 栄

提出先

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣 各 通
財務大臣
経済産業大臣
経済財政政策担当大臣